

第 8 章 P C B 廃棄物処理施設の設置場所について

8 . 1 設置場所の選定条件

P C B 処理施設の設置場所の選定条件を以下に挙げる。

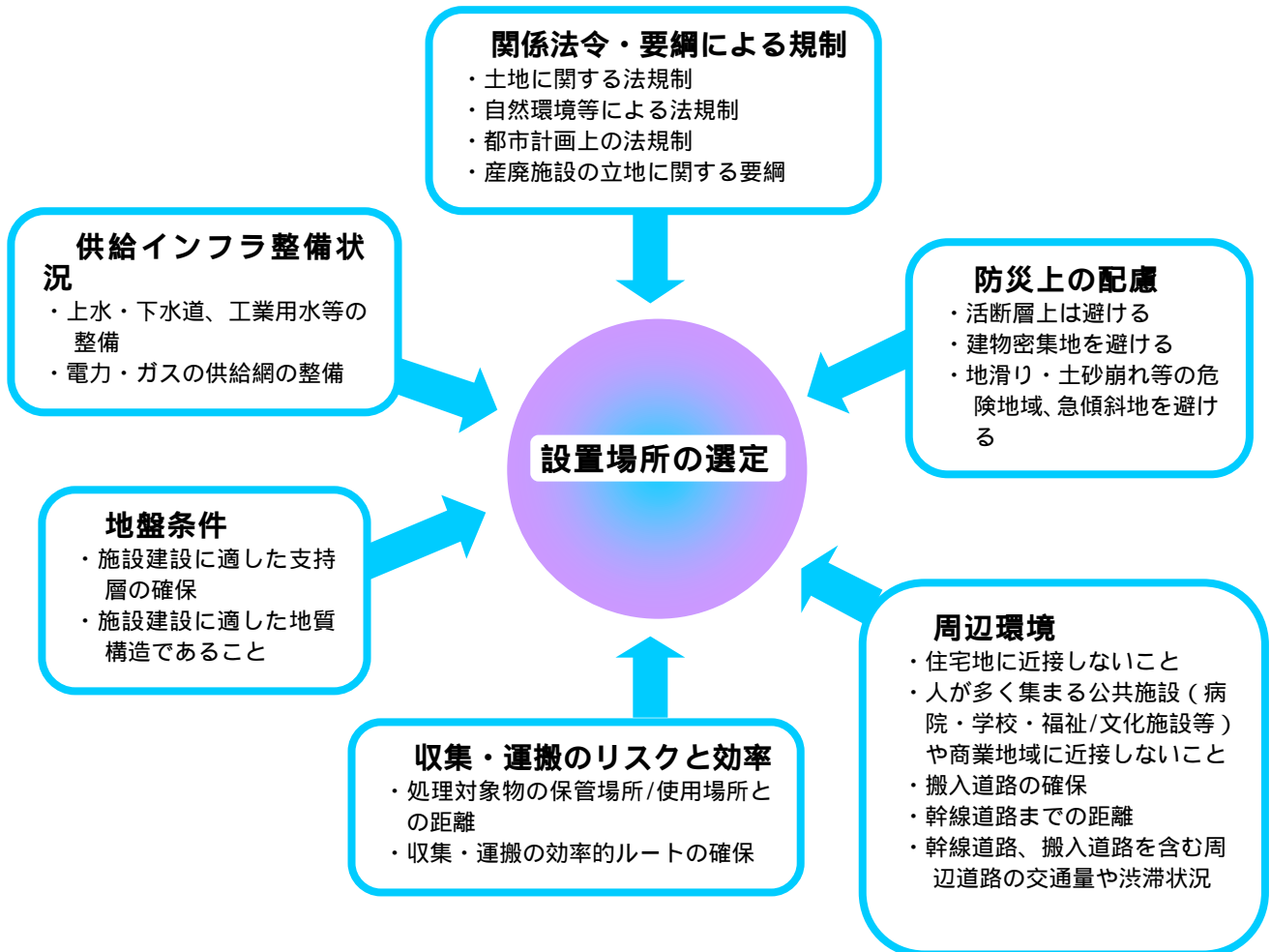


図 8 - 1 P C B 処理施設の設置場所の選定条件

関係法令・要綱による規制

P C B 処理施設の設置場所に関しては、土地に関する法規制、自然環境等による法規制、都市計画上の法規制及び産廃施設の立地に関する要綱の制約を受ける。

土地に関する法規制としては、河川区域、砂防指定土地、急傾斜地、地すべり防止区域、道路、周知の埋蔵文化財包蔵地・史跡名勝天然記念物指定地域などに関して制約を受ける。自然環境等による法規制では、緑地保全地域、国立・国定公園、鳥獣保護区、野生動植物保護地区・自然環境保全地域、国有林・保安林などに関して制約を受ける。なお、自然環境では、上記以外に、県立自然公園（県条例）なども立地規制の対象になると考えられる。

表 8 - 1 関係法令・要綱による規制

法令・要綱名	適用範囲や内容等	
土地に関する法規制	河川法	河川区域内の地において工作物を新築し、改築し、又は除去する場合。
	砂防法	砂防指定土地における一定の行為の禁止・制限。
	急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜崩壊区域における急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置・改造の制限。
	地すべり防止法	地すべり防止区域における施設又は工作物の設置の制限。
	道路法	電柱、電線、水道、ガス管を継続して道路で使用する場合。
	農地法	農地を転用して利用する場合。
	文化財保護法	土木工事によって「周知の埋蔵文化財包蔵地」を発掘する場合。また、史跡名勝天然記念物指定地区での開発行為の制限・禁止。
自然環境等による法規制	都市緑地保全法	緑地保全地域内において、建築物その他の工作物の新築、改造又は増築をする場合。
	自然公園法	国立公園又は国定公園の特別地域において工作物を新築し、改造し又は増築する場合。国立公園又は国定公園の普通地域において、一定基準をこえる工作物を新築し、改造し、又は増築する場合。
	自然環境保全法	野生動植物保護地区、自然環境保全地域における開発行為の制限・禁止。
	森林法	国有林、保安林における開発行為の制限・禁止。
	鳥獣保護法及び狩猟に関する法律	特別保護地区内において工作物を設置する場合。
都市計画上の法規制	都市計画法	市街化区域又は調整区域において開発行為をしようとする場合。
	都市再開発法	市街地再開発事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改造等を行う場合。
	土地区画整理法	土地区画整理事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改造等を行う場合。
	建築基準法	廃棄物処理施設を新たに設置する場合、産業廃棄物処理施設は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 15 条（一般廃棄物処理施設ならば第 8 条）の規定を受けるが、建築基準法第 51 条の但し書きの規定に基づき、都市計画地方審議会の議を経て、特定行政庁の許可を受けなければならない。
産業施設の立地に関する要綱	<p>< 中間処理施設、再生利用施設、積替・保管施設等の立地基準 ></p> <p>(1) 周辺環境に関する留意事項</p> <p>上水道、簡易水道等の飲用水への影響のおそれがないこと</p> <p>河川、水路、湖沼等及び地下水の汚濁による生活環境への影響のおそれがないこと。</p> <p>史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財等の保護に対する影響のおそれがないこと。</p> <p>大気汚染、騒音、振動、悪臭等による生活環境への影響のおそれがないこと。</p> <p>地滑り、土砂崩れ等の災害を発生させるおそれがないこと。</p> <p>(2) 立地場所に関する要件</p> <p>施設に係る土地の使用権限が得られ、かつ、取り扱う産業廃棄物の種類や取扱い方法その他必要な事項について、土地所有者の承諾が得られること。</p> <p>施設に係る土地までの搬出入道路（国道、県道及び市町村道を除く。以下同じ。）は、次の条件を有していること。</p> <p>ア 道路幅員は、搬出入車両の通行に支障がないよう確保できること。</p> <p>イ その他必要に応じて、安全施設等の整備を行うこと。</p> <p>(3) 関係法令の規制を受けている場合には、関係法令による許可等が得られるものであること。</p>	

都市計画上の法規制では、市街化区域及び市街化調整区域での土地利用用途別の開発規制、市街地再開発事業施行地区及び土地区画整理事業施行地区における建物建築規制、さらに、新たな廃棄物処理施設の設置として、建築基準法第51条の但し書きに規定された都市計画地方審議会の議を経て、特定行政庁の許可を受けなければならないという制約を受ける。

産廃施設の立地に関する豊田市の要綱では、周辺環境に関する留意事項として、飲料水への影響がないこと、大気汚染・公共水域の水質汚濁・地下水汚濁・騒音・振動・悪臭等の生活環境への影響のないこと、史跡名勝・天然記念物・埋蔵文化財への影響がないこと、災害発生のおそれがないこと、などが規定されている。

防災上の配慮

防災的視点から、PCB処理施設の設置にあたっては、直下型地震に備えて活断層上（豊田市内には猿投・境川断層が存在（「新編 日本の活断層 東京大学出版会」より））、火災による延焼や地震による隣接建物倒壊に備えて建物密集地、及び、地滑り・土砂崩れ等の発生し易い地域は、全て避けるべきである。

周辺環境

PCB漏洩等の万が一の事態に備えて、PCB処理施設は住宅地や人が多く集まる公共施設（学校・病院・福祉施設・文化施設等）や商店街等の商業地域に近接して設置しないこと。

また、処理対象物等の収集・運搬のために、搬入道路の確保が可能なことはもちろんのこと、搬入道路に繋がる幹線道路の交通量や渋滞状況等を確認して、施設周辺の交通に影響が生じないことが望ましい。

さらに、排水の放流が必要な場合は水道水源や農業用水としての利水がない場所が望ましい。

収集・運搬のリスクと効率

交通事故によるPCB漏洩等の収集・運搬時のリスクを極力小さくするために、PCB処理施設を設置するのは、処理対象であるコンデンサー等のPCB使用機器の保管場所及び使用場所から極力近い場所が望ましい。

また、収集・運搬に係る時間やコストを極力小さくするために、処理対象物の保管場所/使用場所からPCB処理施設までの効率的なルート確保も必要である。

地盤条件

PCB処理施設の設置場所としては、施設建設に適した支持層や地質構造を持つ場所が望ましい。

供給インフラ整備状況

PCB処理施設の設置場所としては、上水・下水道、工業用水、電力、ガス等の供給インフラが整備されている場所が望ましい。また、採用するPCB処理技術によっては、処理済

排水の放流が必要となるので、その放流先となる河川等が確保できることが望ましい。

8.2 望ましい設置場所の条件

前述したPCB処理施設の設置場所の選定条件では、“ 関係法令・要綱による規制 ” を満たすことが、まず大前提となる。そこで、豊田市内の土地に関する法規制、自然環境等による法規制、都市計画上の法規制が係っている地域を図8-2に図示する。

豊田市内には、法制度上の規制が係っていない地域が、市中央部や東部などに点在している。一方、法制度上の規制が係っている地域においても、規制内容がPCB処理施設の設置に何ら問題なく、逆にその内容が望ましい規制地域もある。特に、工業専用地域は都市計画法に基づいて設定されている用途地域の一つであるが、工業系施設とその関連施設しか立地が認められておらず、住宅、病院・学校などの人の多数集める施設の立地が禁止されているという好ましい規制が係っている。

そこで、法制度上の規制が係っていない地域と、工業専用地域という土地利用用途の規制が係っている地域について、設置場所の選定条件への満足度の比較を表8-2に示す。

表8-2 設置場所の選定条件への満足度の比較

	法制度上の規制が係っていない地域	工業専用地域 (土地利用規制が係った地域)
関係法令・要綱による規制	(評価結果) (事由)関係法令・要綱による規制が全く係らない地域である。	(評価結果) (事由)関係法令・要綱による規制に背かないで、PCB処理施設を設置することが可能。
防災上の配慮	(評価結果) (事由)「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」及び「地すべり防止法」において地滑り・土砂崩れ等の危険地地域、急傾斜地は除外されるが、 <u>活断層上も避けることが必要。</u>	(評価結果) (事由)豊田市内の工業専用地域は、活断層上にはなく、地滑り・土砂崩れ等の危険地地域、急傾斜地も避けてある。
周辺環境	(評価結果) (事由)万が一の異常事態(事故等によるPCB漏洩)を考慮すれば、住宅や人が多く集まる公共施設や商業地域がPCB処理施設の近隣にないことが必要である。当該地に用途規制が係っていなければ将来的に住宅・公共施設・商店等がPCB処理施設に近接して立地される可能性が残る。なお、 <u>当該地までの搬入道路を含む道路整備が進んでいない場合は新たに道路整備を付随的に進める必要あり。</u>	(評価結果) (事由)万が一の異常事態(事故等によるPCB漏洩)を考慮すれば、住宅や人が多く集まる公共施設や商業地域がPCB処理施設の近隣にないことが必要である。したがって、現在のみならず、将来的(PCB処理施設の設置後)にも住宅や公共施設、商業施設等の立地が禁止されている工業専用地域は適している。また、工業系施設の優先地域のため搬入道路を含む道路整備も進んでいる。
収集・運搬のリスクと効率	(評価結果) (事由)収集・運搬のリスクを極力小さくするとともに、 <u>効率の良い場所の選定が必要。</u>	(評価結果) (事由)収集・運搬のリスクを極力小さくするとともに、 <u>効率の良い場所の選定が必要。</u>
地盤条件	(評価結果) (事由) <u>地盤条件が良くない場合は、新たに地盤改良等を付随的に進める必要あり。</u>	(評価結果) (事由)工業施設設置が前提になっているため施設建設に適した地盤条件に支障はない。
供給インフラ整備状況	(評価結果) (事由) <u>供給インフラ整備が進んでいない場合は、新たに供給インフラ整備を付随的に進める必要あり。</u>	(評価結果) (事由)工業施設の設置が前提になっているため供給インフラ整備も完了している。

注) : 満足している : 満足するように配慮が必要(もしくは、満足するか否か不明)

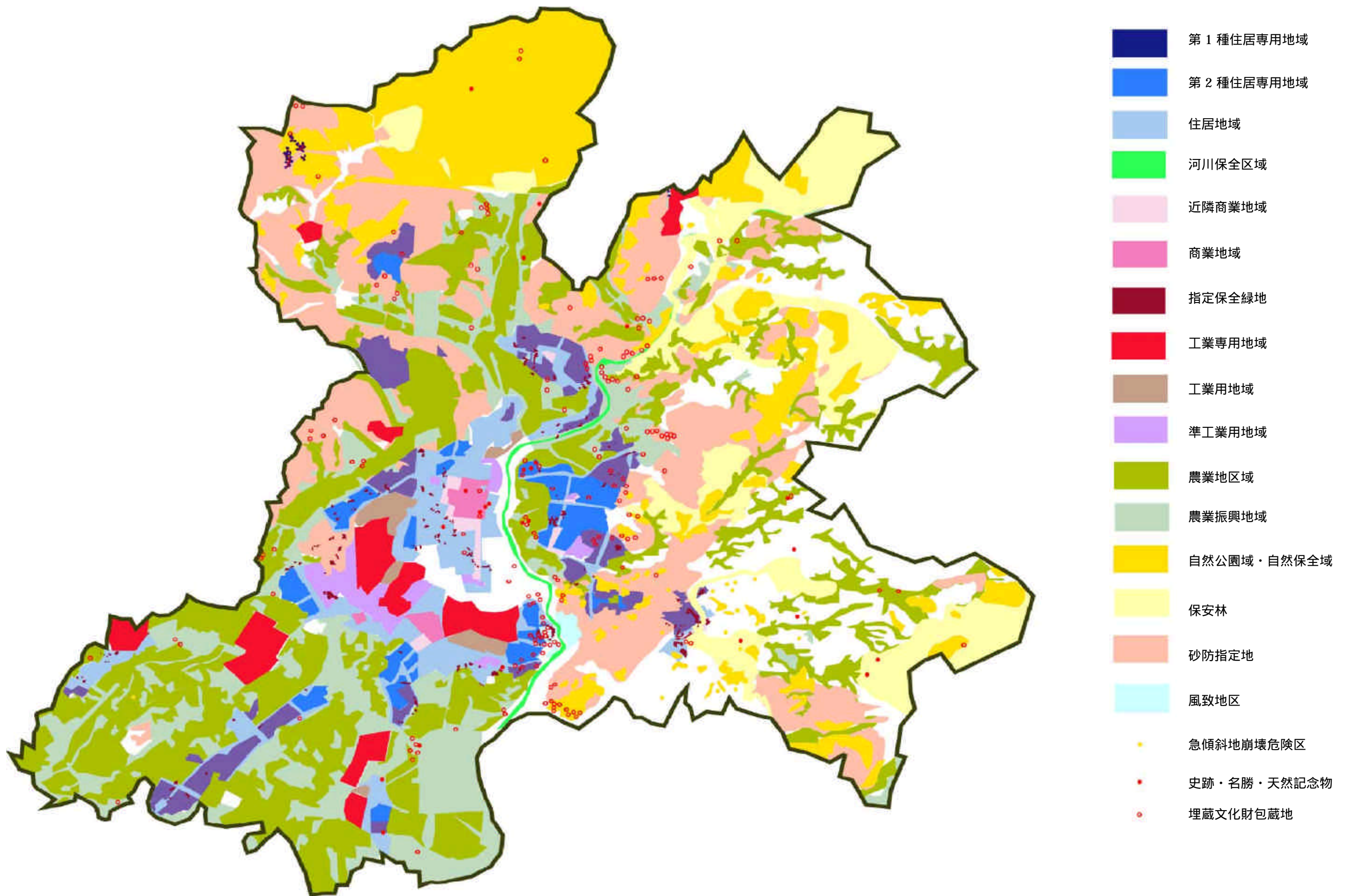


図8-2 豊田市内の土地に関する法規制、自然環境等による法規制、都市計画上の法規制等に係っている地域

表8 - 2 に示したとおり、法制度上の規制が係っていない地域より、工業専用地域という土地利用の用途規制が係っている地域の方が、P C B 処理施設の設置場所の選定条件を満足する可能性が極めて高い。ただ、工業専用地域についても「 収集・運搬時のリスクと効率」についての満足度が充分でない。

そこで、“工業専用地域”に“処理対象物の大量保管場所 / 使用場所か、そこに隣接する場所”という条件と“沿線に民家が少なく、主要幹線道路の出入口に近いなど収集・運搬における安全性が確保される場所”という条件を付随すれば、収集・運搬時のリスクを極力小さくすることができるとともに、収集・運搬に係る時間やコスト等の効率も良くすることができる（表8 - 2 における工業専用地域の評価結果を にできる）。

以上のような事由から、豊田市内で望ましいP C B 処理施設の設置場所として、“工業専用地域内で、しかも、処理対象物の大量保管場所 / 使用場所か、そこに隣接する場所で、かつ、沿線に民家が少なく、主要幹線道路の出入口に近いなど収集・運搬における安全性が確保される場所”が挙げられる（図8 - 3 を参照）。

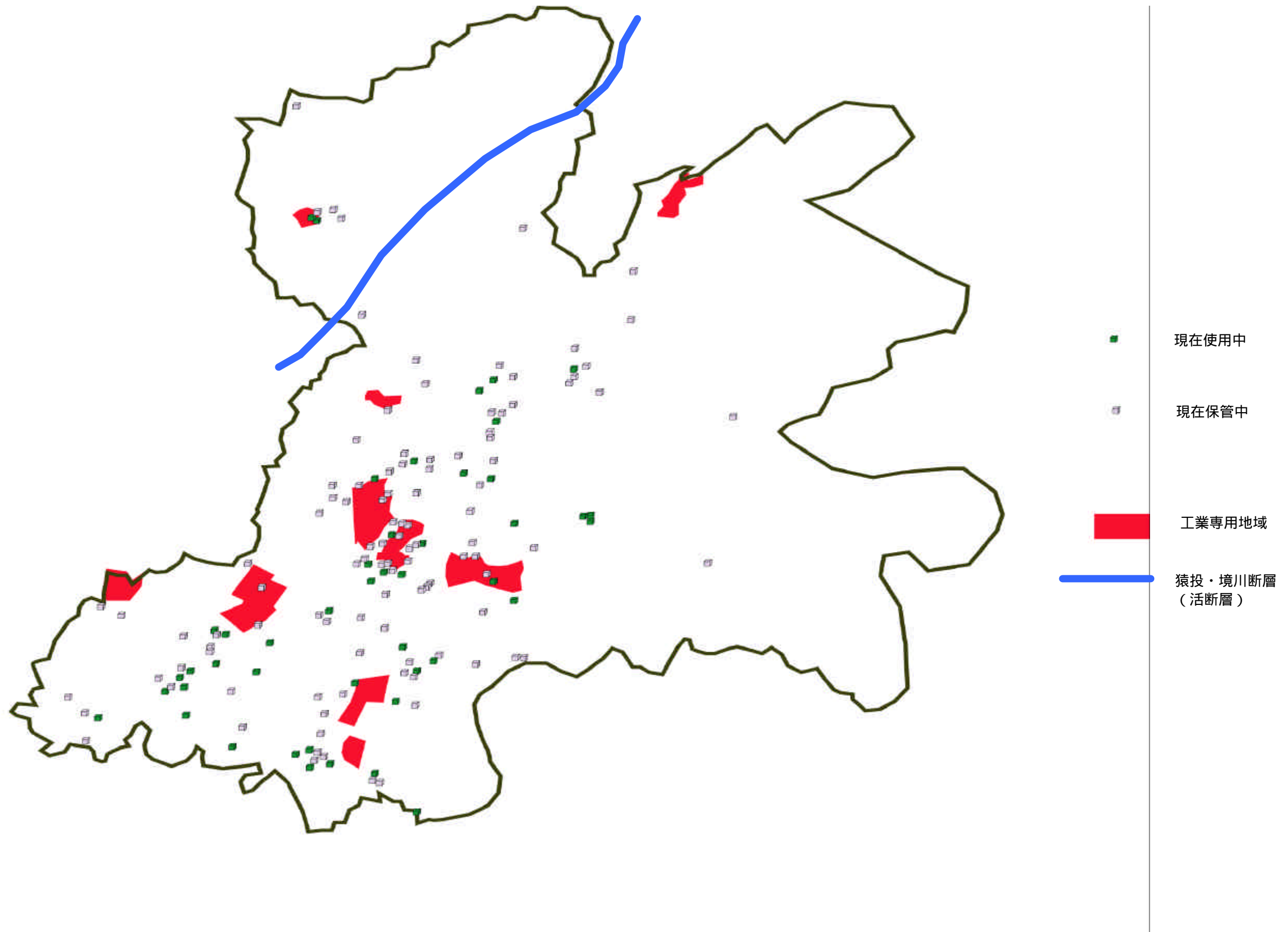


図 8 - 3 豊田市内の工業専用地域と、P C B使用機器の保管場所 / 使用場所